

季刊

スケッチニュース

SKET NEWS

VOL.53 2022年【秋号】

contents

- 1 特定技能制度の見直し
- 2 ホワイト物流推進運動
- 3 ETCカードの耐熱性
- 4 車検証の電子化

- 5 空港保安検査をスムーズに通過するコツ
- 6 高速道路での緊急事態



組合Facebookページ随時更新中！

<http://www.facebook.com/tsk.kumiai>

特定技能制度の見直しについて

2019年4月に特定技能制度が施行されましたが、それに関連する入管法改正の際に、施行後満3年経過後に制度の見直しを行うことが付帯されていました。2022年はその満3年経過の年に相当し、何らかの見直しをすることが前提となっていました。そうした背景から2022年8月30日に「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（分野別運用方針）の変更」が閣議決定されました。その変更内容は以下の2つに区分されます。

【1】特定技能外国人の受入れ見直しについて

各産業分野における1号特定技能外国人の受入れ人数の上限は2024年3月末を期限として運用が決められていました。しかしながら、その前提である「大きな経済情勢の変化が生じない限り」という点において、この度のコロナ禍による影響がすべての産業分野に影響を与えている可能性があることから、今般、全分野の受入れ見込み数を改めて精査し、受入れ見込み数が見直されています。

具体的には全産業分野12分野のうち、「素形材・産業機器・電気電子情報関連製造業」と「飲食料品製造業」の2分野で上限増。その他10分野は減（或いは横ばい）との考え方となっています。

（2023年末に再度見直しの可能性があります）

【2】制度の改善について

大きくは以下の5点が改善点となります。

(1)業務区分の統合（製造業分野、建設分野）

従来19に細分化されていた製造業分野及び建設分野の業務区分については訓練、各種研修の実施等により特定技能外国人の安全性等を担保しつついずれの分野も業務区分が3つに統合されます。

また、建設分野については、区分の統合に併せ、これまで特定技能に含まれていなかった建設業に係る作業についても全て整理後の業務区分に取り込み、これにより建設関係の技能実習職種（25職種38作業）を含む建設業に係る全ての作業が特定技能の対象となります。

(2)技能実習2号から特定技能への移行の円滑化（宿泊分野、漁業分野、飲食料品製造業分野）

特定技能制度が開始された時点で技能実習2号の対象ではなかった一部の職種・作業については、試験免除の対象となる規定が措置されていませんでしたが、「宿泊職種（接客・衛生管理作業）」、「非加熱性水産加工食品製造業職種（調理加工品製造作業、生食用食品製造作業）」及び「漁船漁業職種（棒受網漁業作業）」を修了した者について、関連する特定技能分野に試験免除で移行できるよう規定が整備されました。

産業分野	当初見込み	今回見直し	産業分野	当初見込み	今回見直し
1：介護	6万人	5万9000人	7：航空	2200人	1300人
2：ビルクリーニング	3万7000人	2万人	8：宿泊	2万2000人	1万1200人
3：素形材・産機・電気電子情報	3万1450人	4万9750人	9：農業	3万6500人	3万6500人
4：建設	4万人	3万4000人	10：漁業	9000人	6300人
5：造船船舶	1万3000人	1万1000人	11：飲食料品製造	3万4000人	8万7200人
6：自動車整備	7000人	6500人	12：外食業	5万3000人	3万5000人

(3)法改正による「分解整備」から「特定整備」への変更に伴う業務範囲の変更（自動車整備分野）

道路運送車両法の改正により、「分解整備」については、自動ブレーキ等の電子制御装置整備を念頭に、取り外しを伴わずに装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造等が業務範囲に追加され、名称が「特定整備」に変更されました。これに伴い、特定技能外国人が従事する業務についても「特定整備」に変更するとともに、自動車板金塗装作業を念頭に「特定整備に付随する業務」が業務範囲に追加されています。

(4)特定技能所属機関に対して特に課す条件の緩和（農業分野）

農業分野では直接雇用形態の場合、特定技能所属機関に対して、労働者を一定期間（6か月）以上継続して雇用した経験を要件として課しています。今回の改正で農業経営を継承する場合や、事業を法人化する場合においても継続して特定技能外国人を受け入れることができるよう、「労務管理に関する業務に従事した経験」などであっても、「これに準ずる経験」を要件として認め、特定技能外国人の受入れを可能とすることと改訂されます。

※ 本取扱いは、「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号の規定に基づく農業分野に特有の事情に鑑みて定める基準」（上乘せ基準告示）の一部を改正し、その施行をもって開始され、その開始時期については別途告知されるとのことです。

(5)日本語試験の追加に係る規定の整備（全分野）

特定技能外国人の日本語能力を測る試験として、従来「国際交流基金日本語基礎テスト」及び「日本語能

力試験（N4以上）」の2つの試験が全分野で採用されていましたが、今般、「日本語教育の参照枠」（文化審議会国語分科会）が取りまとめられたことにより、各日本語試験団体が実施する日本語試験について、共通の指標による評価が可能となったことを踏まえ、必要に応じて、柔軟に日本語試験を追加できるような規定が整備されます。

※今後新たな日本語試験が追加となる場合、出入国在留管理庁HPにおいて周知されるとのことです。

これらがこの度の特定技能制度の変更に関する情報となりますが、制度の根幹が大きく変わったものではありません。本年2022年は技能実習法の施行(2017年11月)からも5年を経過することになり、特定技能制度と合わせた法改正の動きも予想されておりましたが、こうした形で特定技能制度の変更が実施されたことにより、直近での大掛かりな法律、制度の改訂には至らないのではないかとの見方も出てきております。監理団体として今後も引き続きこうした動きを注視し、変更、改訂の際には遅滞なく組合員企業様にはお知らせしてまいります。

また今回の見直しにおいては、先述の通り建設分野での業務区分簡素化による対応職種の拡大や、自動車整備分野での業務範囲変更などが見られます。これらの分野においてこれまで特定技能労働者の採用を見送ってこられた組合員様も、これを機会に改めて特定技能労働者のご採用につき、当組合担当者にお問い合わせをいただくなどして、ご確認、ご検討いただくことをお勧めいたします。

よろしくお願い申し上げます。



「雑学」は「幅広くてすごいと思うが、勉強や仕事には役に立たない知識のこと」という意味です。

「豆知識」は「本来の趣旨から外れているが、覚えて

おくると役立つ可能性が高いちょっとした知恵」という意味です。

「うんちく」は「あるものごとについて非常に知識が深いこと」という意味です。

ホワイト物流推進運動について

■ホワイト物流推進運動

国土交通省・経済産業省・農林水産省による、

- ①トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化
- ②女性や60代の運転者等も働きやすい、より「ホワイト」な労働環境の実現を目的とした運動です。具体的には、運動に賛同する企業の公表や、物流課題の改善例の提供を行っています。

■推進の背景

政府が主導となってホワイト物流を推進している背景には、物流業界の深刻な人手不足があります。その原因は2つあると考えられています。



①少子高齢化問題

2020年に実施されたあるアンケート調査によれば所属ドライバーの年齢構成で一番多い年代について40代と回答した企業が最多の47.5%、次いで50代が41.3%となりました。つまり40～50代だけでドライバーの90%近くを構成していることとなります。高齢ドライバーの定年退職が今後も増加していく一方で、若者の就業率は伸び悩んでいます。

②長時間労働・低賃金問題

運送業において若者の就業率が低迷している理由の中に長時間労働・低賃金があります。厚生労働省の調査では、トラック運転手の平均労働時間は全産業平均より約2割長い一方で、年間賃金は全産業平均より1～2割も低いことが明らかになりました。また、運送業は、若手ドライバーにとって他の業種より魅力的とは言い難いのが現状です。これらの問題を深刻に受け止め、解決に向け開始したのがホワイト物流推進運動となります。

< 企業の取り組み宣言例 >

企業が推進運動に賛同する際、ホワイト物流に向けて取り組む項目を選択し表明します。項目は以下の6つに分類されます。

A.運送内容の見直し

物流システム（予約受付システムなど）や運送方法（環境負担低減を目的としてモーダルシフト、高速道路利用など）を見直す。

B.運送契約の方法

契約の書面化や下請け取引の適正化を行う。

C.運送契約の相手方の選定

働き方改革に取り組む物流事業者を積極的に活用する。

D.安全の確保

安全対策や異常気象時の運行を中止する。

E.その他

宅配便再配達削減へ協力する。

F.独自の取り組み

その他の独自の取り組み。

荷主の皆様へご存知ですか？
トラックドライバーの労働時間のルールを

● 労働時間のルール「改善基準告示」厚生労働大臣が定めた基準です

拘束時間 (始業から終業までの時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・1日 原則 13 時間以内 最大 16 時間以内(15時間超えは1週間2回以内) ・1か月 293 時間以内
休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・継続 8 時間以上
運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ・2日平均で、1日あたり9時間以内 ・2週間平均で、1週間あたり44時間以内
連続運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ・4時間以内

ここまでホワイト物流を推進する企業の取り組み宣言例をあげましたが、賛同する場合のメリット・デメリットとして以下の内容があげられます。

< メリット >

- ・業界の商慣行や自社の業務プロセスの見直しによる生産性の向上
- ・物流の効率化による二酸化炭素排出量の削減
- ・事業活動に必要な物流を安定的に確保
- ・企業の社会的責任の遂行等

(国土交通省の推進運動
ポータルサイト)



< デメリット >

出荷する企業のハードル (デメリット)

- ・運送契約を見直すことで、輸送コストが上がる可能性がある。
- ・輸送手段を変更することで、サービスレベル(荷物が届くまでの日数)が下がる可能性がある。

運送会社のハードル (デメリット)

- ・コスト重視の企業が、取り組みに応じてくれない可能性がある。
- ・競合他社がホワイト物流に取り組みず長時間労働の継続や運賃の値下げを行った場合、競争に負け取引が減ってしまう可能性がある。

上記内容を見ていくと、ホワイト物流の実現には、出荷人である企業と、輸送を行う運送業者それぞれに、高いハードルがあるといえます。

■まとめ

物流業界の人手不足問題を受けて、2019年よりホワイト物流推進運動は始まりました。徐々に賛同企業は増加しており、これからの展開に対する期待は大きいです。今後は企業と物流業者の双方で適切な利益を得られる取り組みを、社会全体で検討していくことが重要であると思われます。

ETCカードの耐熱性

ETCカードはプラスチックで出来ていることがほとんどであり、熱に弱いので、約50度を越えると変形してしまうおそれがあります。

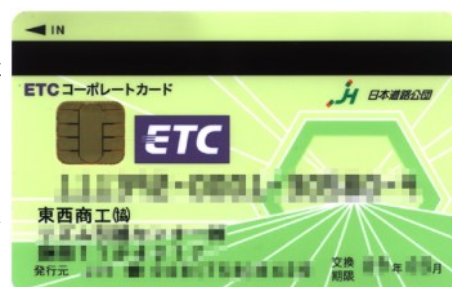
変形したETCカードをETC車載器に入れっぱなしにすると、読み取り不良になってしまったり、無線が出なくなり、出力パワーが小さくなり、アンテナ通信ができなくなります。そのため多くのメーカーでは『ETCカードの抜き忘れにはご注意ください』といった注意喚起が行われています。

ETCカードは、一般的なクレジットカードと同様に、高温環境での保管を想定して作られていません。カード内に埋め込まれている「ICチップ」部分はとくに熱に弱く、動作保証温度は45度から50度前後までとされています。それ以上の高温になると、熱収縮によりICチップと電極の接合部が壊れてしまうことがあり、そうなるとETCカードを入れても正しい動作をしなくなる恐れがあるのです。

ETCカードを猛暑による劣化や故障から守るにはどうしたらよいのでしょうか。

ETCカードについては、熱の対策をするというよりも、毎回忘れずに抜き取ることに尽きます。これは、故障だけでなく盗難のリスクも考慮されています。クレジットカード会社側の見解として、「ETCカードを車内に置くことが習慣化しているなかで盗難被害にあった場合には、利用者側の『重大な過失』にあたる可能性もあり、補填対象外と扱われる可能性もあり得る」という意見もあります。ETCカードが故障した場合には、基本的に再発行が必要です。しかし、再発行となると手間も掛かり、場合によっては手数料が生じることもあります。

そうならないためにもETCカードを抜き取る習慣をつけることを推奨します。



2023年1月4日より 車検証 が 電子化 されます

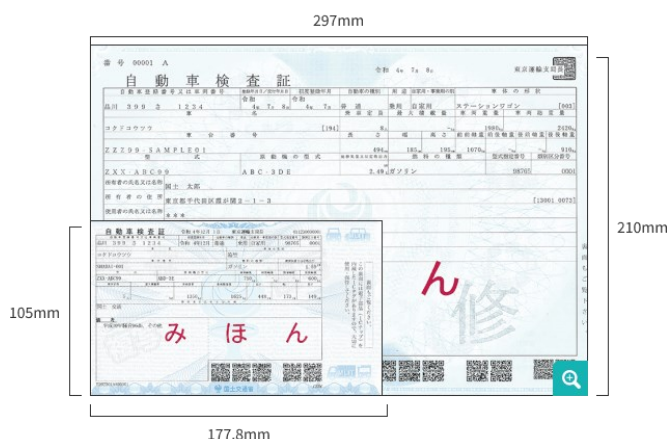
国土交通省では、自動車ユーザーや自動車関係の事業者の皆様のさらなる利便性向上のため、自動車登録手続きのデジタル化に取り組んでいます。

現在、車検証の交付を受けるためには運輸支局等への出頭が必要ですが、車検証を電子化し、整備事業者等の事業所等において車検証の有効期間を更新する仕組みを新たに導入することで、車検時の運輸支局等への出頭を不要とする制度とシステムが導入されます。

(出典参照：国土交通省ウェブサイト)

①サイズ

従来の車検証がA4サイズに対し、電子車検証はA6サイズ相当の厚紙にICタグを貼付したのになります。



②記載情報の変更

電子車検証では、変更登録等による記載事項の変更を伴わない基礎的情報のみの記載となります。その他の車検証情報はICタグに格納されます。ICタグに格納された情報は、汎用のカードリーダーや読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。

二次元コードは券面に印字しますが、従来二次元

コードから取得可能であった情報のうち「自動車検査証の有効期間」のみ確認することはできません。



③券面非表示事項 (ICタグのみ)

- ・自動車検査証の有効期間
- ・所有者の氏名・住所
- ・使用者の住所
- ・使用の本拠の位置

【車検証閲覧アプリ】

電子車検証の券面には、有効期間や使用者住所、所有者情報が記載されないため、ユーザーや関係事業者は、車検証閲覧アプリを活用して当該情報を確認することができます。車検証閲覧アプリにより、車検証情報の確認のほか、車検証情報ファイルの出力 (PDF等) や車検証情報以外の情報 (リコール情報等) の確認等も可能になります。車検証閲覧アプリのダウンロード方法については公開準備が整い次第お知らせします。



電子車検証特設サイト



<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>



空港保安検査をスムーズに通過するためのコツは？

令和元年（2019年）9月13日から、飛行機に乗るときの保安検査が強化され、コートやジャケットなどの上着、ブーツなど「くるぶしを覆う」靴などは脱いでX線検査を行っています。検査には時間がかかることがありますので、空港には余裕をもってお出かけください。そこで、保安検査をスムーズに通過するコツをご紹介します。

保安検査場では、次のような流れで検査を受けましょう。

(1)コートやジャケットなどを脱いで、トレーに入れる。



(2)手荷物を、別のトレーに入れる。

(3)手荷物の中のパソコン・タブレット端末は、別のトレーに入れる。



(4)液体物はトレーに入れる。

ただし、国際線においては100ml以下の容器に入れ、1リットル以下の透明のプラスチック袋に入れた上でトレーに入れる。

(5)身につけている金属類（財布・スマートフォン・スマートウォッチ、鍵など）や衣類（マフラーや帽子）をトレーに入れる。



(6)くるぶしを覆う靴、底の厚い靴、金属などの装飾が多い靴を履いている場合は、靴を脱いで専用のトレーに入れる。

(7)金属探知器やボディスキャナーのゲートを通る。



(8)さらに確認が必要な場合は検査員による追加の検査を受ける。

(9)問題がなければ、手荷物を受け取って終了。

・ポケットの中には何も入れない（小銭・鍵・スマートフォンなどを取り出す）。

・空港に行くときは、なるべく貴金属やアクセサリ類、大きなバックルのベルトは身につけない。

・靴は、スニーカーやパンプスなど着脱しやすいものにする。

・手荷物の中に、液体物や危険物が入っていないか、事前に確認しておく。

手荷物から取り出してチェックを受けるもの

・パソコン・タブレット端末など電子機器全般
 ・液体物（※国際線においては、100ml以下の容器に入れ、1ℓ以下の透明のプラスチック袋に入れる。）

機内持ち込みができないもの

預け入れの手荷物に入れてください。

・刃物類（ナイフ類・ハサミ・カッター（長さや大きさに関係なく小型のツールナイフも含む）など）

・先の尖ったもの／バット類（キリ、ゴルフクラブ、野球バットなど）



※機内持ち込み制限品を機内に持ち込んだ場合は、航空法違反による罰則（2年以下の懲役または100万円以下の罰金）が適用される場合があります。

（参照：政府広報オンライン）

高速道路での緊急事態 ～緊急時の3原則を知っていますか？～

事故や故障、走行に危険を感じた場合

高速道路を走行中、交通事故や故障等の緊急事態により車両を停止する場合、本線車道はもとより路肩であっても大変危険です。

車両が動くときは、できる限りサービスエリアやパーキングエリアなど安全な場所まで移動するとともに、やむを得ず本線車道等に駐停車する際は、以下の「**高速**

【高速道路における緊急時の3原則】

- 1 路上に立たない！
- 2 車内に残らない！
- 3 安全な場所に避難する！

道路における緊急時の3原則」などの措置を確実に行ってください。

■ 運転者、同乗者は安全な場所に避難

停止した車両内に留まることや、停止した車両から降りて車両付近に立っていることは大変危険です。ガードレールの外側等の安全な場所に避難してください。

■ 110番、非常電話（※）等ですぐに通報

直ちに携帯電話で110番通報等をするか近くの非常電話を使用して、故障もしくは事故の別、停車場所、負傷者の有無などを通報してください。

まずは安全な場所に避難！
通報時は、必ずこの3方法から1つ選択してください！

110番 か 非常電話 か #9910

本線車道、路肩に停止した場合

■ 発炎筒、停止表示板、停止表示灯の設置

車両が動かなくなり本線車道や路肩に停止したときは、発炎筒、停止表示板又は停止表示灯を車両の後方に設置して、後続車からの追突事故防止に努めてください。

発炎筒



停止表示板



停止表示灯



後続車の運転者の方へ

■ 危険予測が重要

本線車道でも故障車等が停止している場合があるため、常に注意して走行してください。

本線車道で停止している車両を確認した場合は、安全な場所に停車してから110番や非常電話で通報してください。

通報する際、近くのキロポストの表示が確認できる場合は、そのキロポストの数字を伝えてください。

「高速道路での緊急事態～緊急時の3原則を知っていますか？～」
(警察庁 高速道路 | 警察庁Webサイトを加工して作成)

編集後記

秋の花と言えば、コスモスを思い浮かべます。和名は秋桜（あきざくら）。秋に咲き、桜に似ているからだとか。それをコスモスと読むのが一般的になったのは、昭和の時代に流行した歌謡曲の曲名が定着したからだそうです。花言葉は「謙虚」「調和」「乙女の純真」、花の風情に合った素敵な花言葉です。弊組合も謙虚な気持ちを忘れずに、これからも組合員の皆様へ紙面を通じて様々な情報を提供してまいります。



東西商工協同組合

〒108-0014

東京都港区芝4-3-5 岡田ビル

TEL: 03-5442-2277

FAX: 03-5442-2477

ホームページ

<http://tsk-gr.com/>